**社会福祉法人サロベツ福祉会定款(2022.4.1より)**

1. **総　則**

（目　的）

1. この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者

の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

1. 第二種社会福祉事業

（イ）障害福祉サービス事業の経営

（ロ）共同生活援助事業の経営

（ハ）地域活動支援センターの経営

（二）日中一時支援事業の経営

（ホ）有料老人ホームの経営

（へ）その他法人の目的達成のため必要な事業

（名　称）

1. この法人は、社会福祉法人サロベツ福祉会という。

（経営の原則等）

1. この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的か

つ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経財

的に困窮する者 等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提

供するものとする。

（事務所の所在地）

1. この法人の事務所を北海道天塩郡豊富町字上サロベツ１１８４番地１１に置く。
2. **評議員**

（評議員の定数）

1. この法人に評議員七名以上九名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

1. この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・

解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事一名、事務局員一名、外部委員二名の合計四名で構

成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運

営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び適

任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

　５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行

う。ただし、外部委員の一名以上が出席し、かつ、外部委員の一名以上が賛成すること

を要する。

（評議員の任期）

1. 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定

時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

1. 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあ

ることのみによっては、支給しない。

２　評議員には費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

**第三章　評議員会**

（構　成）

1. 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権　限）

第一〇条　評議員会は次の事項について決議する。

1. 理事及び監事の選任又は解任
2. 理事及び監事の報酬等の額
3. 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
4. 計算書類（賃借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
5. 定款の変更
6. 残余財産の処分
7. 基本財産の処分
8. 社会福祉充実計画の承認
9. その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第一一条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３ヶ月以内に開催する

か、必要がある場合に開催する。

（招　集）

第一二条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事

長が招集する

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評

員会の招集を請求することができる。

（決　議）

第一三条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員

の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員

を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

1. 監事の解任
2. 定款の変更
3. その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議

行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１５条に定める定数を上回

る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するま

での者を選任することとする。

4　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第一四条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名が、前項の議事録に記名押印する。

**第四章　役員及び職員**

（役員の定数）

第一五条　この法人には、次の役員を置く。

1. 理事六名以上八名以内
2. 監事二名

２　理事のうち一名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち、一名を業務執行理事とする。

（役員の選任）

第一六条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第一七条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執

行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び業務執行理事は３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第一八条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を

作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第一九条　理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のもの

に関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　理事又は監事は第十五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第二〇条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解

任することができる。

1. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
2. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第二一条　役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあ

ることのみによっては、支給しない。

２　役員には費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

（職　員）

第二二条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）

は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

**第五章　相談役及び顧問**

（相談役及び顧問）

第二三条　この法人に相談役及び顧問若干名を置く。

２　相談役及び顧問は理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

３　相談役及び顧問は、この法人の業務について理事長の諮問に答え又は意見を具

申する。

４　任期については、役員の任期に準ずる。

**第六章　理事会**

（構　成）

第二四条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権　限）

第二五条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものに

ついては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

1. この法人の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招　集）

第二六条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決　議）

第二七条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半

数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができる

ものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第二八条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

**第七章　資産及び会計**

（資産の区分）

第二九条　この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

1. 北宗谷農協本所　定期預金　１０，０００，０００円
2. 土地

　○天塩郡豊富町字上サロベツ１０５５番地５所在、地番の宅地（２２７．６５

平方メートル）

○天塩郡豊富町字上サロベツ１０５６番地４所在、地番の宅地（１５６．６３

平方メートル）

○天塩郡豊富町字上サロベツ１４０７番１７所在、地番の宅地（１５９０.３７

平方メートル）

　　　　〇天塩郡豊富町字上サロベツ１４３０番地1所在、地番の宅地 (３０８,６６

平方メートル)

　 （３） 建物

　　　　○天塩郡豊富町字上サロベツ１１８４番地１１所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平

屋建福祉施設（２９０．６５平方メートル）

○天塩郡豊富町字上サロベツ１０５５番地５、１０５６番地４所在の木造合金

メッキ鋼板葺平屋建福祉施設（１９８．９３平方メートル）

○天塩郡豊富町字上サロベツ１４３０番地１所在の木造合金メッキ鋼板葺平屋

建福祉施設（１９２．６２平方メートル）

○天塩郡豊富町上サロベツ１４０７番地１７所在の木造平屋建福祉施設（４１

８．８３平方メートル）

○天塩郡豊富町字上サロベツ１１８４番１４５所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平

屋建福祉施設（３８５．０４平方メートル）

３　その他財産は、基本財産以外の財産とする。

４　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要

な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第三〇条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の

承認を得て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし次の各号に掲げる場合には、北海道知事の承認は必要としない。

一　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付

が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする

当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結ん

だ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限

る。）

（資産の管理）

第三一条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又

は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第三二条　この法人の事業計画書、及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前

日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事業所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三三条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書

類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の付属明細書
3. 賃借対照表
4. 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
5. 賃借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書
6. 財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事業所に５年間（また、従たる事務所に３年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三四条　この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三五条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理

事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三六条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をし

ようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

**第八章　解　散**

（解　散）

第三七条　この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解

散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第三八条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

**第九章　定款の変更**

（定款の変更）

第三九条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認

可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

**第十章　公告の方法その他**

（公告の方法）

第四〇条　この法人の公告は、社会福祉法人サロベツ福祉会の掲示場に掲示するととも

に、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第四一条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

＜附　則＞

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　菅 原　賢 治

理　事　二 浦　東 興

　〃　　高 瀬　　 清

　〃　　上 坂　敬 志

　〃　　松 本　雄 一

　〃　　佐 々 木　誠

　〃　　鈴 木　講 二

監　事　広 瀬　直 彦

　〃　　植 村　正 道